

生活福祉資金の活用ポイント

生活福祉資金とは、低所得者や障害者、高齢者が、生活や仕事で「独立自活」するために資金が必要なとき、貸し付けができる制度で、もちろん、自営業者でも借りる事が可能です。

貸し付けの対象者は、(1)貸し付けで独立自活できる低所得者(2)身体障害者手帳を持っている人(3)療育手帳の人(4)精神障害者福祉手帳の人(5)65歳以上の高齢者のいる世帯です。(2)(3)(4)は所得制限がなく、それ以外は市町村民税非課税程度とされています。

「総合支援資金」は、生活の立て直しのために継続的、一時的な資金の貸し付けを行います。生活支援費、住居入居費、一時生活再建費などがあります。

「福祉資金」には、自営業にかかわって「生業を営むために必要な費用」(貸付限度額目安は460万円)があります。

詳しい資金の種類や貸し付け条件については、「裏面」に掲載された表を参考にするか、**民商に問い合わせてください。**

雇用情勢の悪化で失業者、低所得者が急増する事が見込まれ、多重債務問題が深刻になっている事もあり、10月から制度が「見直し」されました。生活支援費は生活の再建へのつなぎ融資としてすぐには実行されています。この制度を知らせ活用していきましょう。

春の大運動がスタートします！

民商運動を大きくさらに発展するために、

会員・読者拡大をみんなの力で！

Q. まわりに資金繰りの事で悩んでいる方はいませんか？

A. 緊急融資についての質問・相談なんでものります。

Q. 高すぎる国保料で悩んでいる方はいませんか？

A. 自治体とも話し合い、分納や減免制度を活用しています。

Q. 従業員の労災・労働保険で悩んでいる方はいませんか？

A. 民商には事務組合があります。

民商に知り合い業者さんを

紹介してください！



今後の予定

1月 5日(火)より事務所は開いています。

1月 6日(水) 法律相談
三役会議

1月13日(水) 常任理事会

1月17日(日) メモリアルデー

1月20日(水) 餅つき実行委員会

無料法律相談 事前予約をお願いします。

1月6日(水) 須磨民商 2F

18:00~19:00

(定例：毎月第一水曜日)

日程が変更になる場合があります。

ちひろカレンダー2010 発売中 1,200円